履行確実性評価方式による総合評価の実施について

「総合評価落札方式（特別簡易型）」において最低制限価格制度を適用してきましたが、国等からの通知により、総合評価の性質上「適用できない」とされたため、総合評価の入札に限り、履行確実性評価方式により試行実施します。実施方法については、概ね、長崎県の制度を準用して行います。

⑴ 履行確実性評価方式について

従来の最低制限価格による入札とは異なり、入札参加者の入札価格が履行確実性確保価格（設計額の９０％）を下回った場合においても失格とはならず、履行確実性が低下するとして、算出式により評価値に反映させる方法です。

⑵ 従来方式（最低制限価格）との相違点

項目	最低制限価格工事	履行確実性評価価格工事
適用入札方式	指名競争・一般競争	総合評価
事前ランダム	係数：0.9950～1.0050 ±0.5%の範囲	係数：1.0000～1.0010 ＋0.1%の範囲
公開ランダム	係数：0.9950～1.0050 ±0.5%の範囲	係数：1.0000～1.0100 ＋1.0%の範囲
失格	あり	なし

※　算出式のみにより、評価値を求める方法で、入札参加者の提出書類は従来どおりです。

⑶ 試行時期

平成３０年度以降に総合評価により実施する入札から適用します。

● 履行確実性評価方式導入による変更点（参考例）

【従来】最低制限価格の場合

予定価格	100,000,000
最低制限価格	90,500,000

入札結果一覧

業者名	入札額	加算点	評価値	順位	結果	算出式
A 社	89,900,000	10	122.358	1	失格	①
B 社	90,900,000	8	118.812	2	落札	
C 社	90,300,000	6	117.386	3	失格	
D 社	90,600,000	3	113.687	4		

※最低制限価格を下回った価格をもって応札したものは失格とする。

【新】履行確実性評価価格の場合

予定価格	100,000,000
履行確実性評価価格	90,500,000
履行確実性確保価格	90,000,000

入札結果一覧

業者名	入札額	加算点	評価値	順位	結果	算出式
A 社	90,100,000	9	120.442	1	落札	②
B 社	90,900,000	8	118.812	2		①
C 社	89,900,000	6	115.847	3		③
D 社	90,600,000	3	113.687	4		①

※低い入札額でも、応札金額だけでは失格とせず、金額に応じて評価を低減する。

＊予定価格の範囲内にある者のみ算出します。

● 評価方法（島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領から）

評価値は、次の算出方式（除算方式）により算定します。

（1）評価値の算出方式

① 入札価格が「履行確実性評価価格」以上の場合

$$評価値 = \frac{標準点＋加算点}{入札価格} \times 100{,}000{,}000$$

② 入札価格が「履行確実性評価価格」未満「履行確実性確保価格」以上の場合

$$評価値 = \frac{標準点＋加算点}{履行確実性評価価格} \times 100{,}000{,}000$$

③　入札価格が「履行確実性確保価格」未満

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点}+\text{加算点}}{\text{履行確実性評価価格}+(\text{履行確実性確保価格}-\text{入札価格})} \times 100{,}000{,}000$$

※　なお、入札価格の単位は円とし、評価値の端数処理は行わないこととする。

ただし、評価値の表示は、小数第３位（小数第４位を四捨五入）までとする。

⑵ 標準点と加算点

標準点は１００点とし、加算点の最高点を１０点とする。

⑶ 加算点の算出方法

加算点は、「⑷ 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方式により算定する。　　加算点＝ 評価点数の合計値

⑷ 評価の基準

評価基準は、入札公告又は入札執行通知書に記載のとおりとする。